

匝瑳市立須賀小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

- ・「けんか」でも、いじめに該当する場合がある。
- ・「軽い言葉で相手を傷つけた」などの場合、法が定義するいじめに該当するため、学校で情報共有することは必要である。
- ・1回のみの行為で、継続的な行為がなくても、児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して対応する必要がある。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめの定義」を全教職員で理解し、周知する。
- いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。（抱え込みの禁止）
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- 教職員、児童、保護者、地域等から幅広く意見を聴取して方針を策定し、PDC Aサイクルに基づいて、改善を図る。
- いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

＜須賀小学校いじめ防止のスローガン＞

いじめをしない　いじめをさせない　いじめを許さない　いじめを見逃さない

2 学校いじめ防止対策推進組織について

(1) 名 称 「須賀小学校いじめ防止対策推進委員会」

(2) 役 割 原則月1回を開催する（職員会議内）。いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) 構成員 協議や対応する内容に応じて、柔軟に対応する。

＜学校いじめ防止基本方針の策定＞

全教職員　保護者　地域

＜日常的な業務についての協議＞

校長・教頭・教務・副教務・生徒指導主任・いじめ防止対策委員長
学年部代表・養護教諭

＜いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議＞ ※柔軟に対応

校長・教頭・教務・副教務・生徒指導主任・いじめ防止対策委員長

学年部代表・養護教諭・当該いじめ事案に関する職員

「必要に応じて」

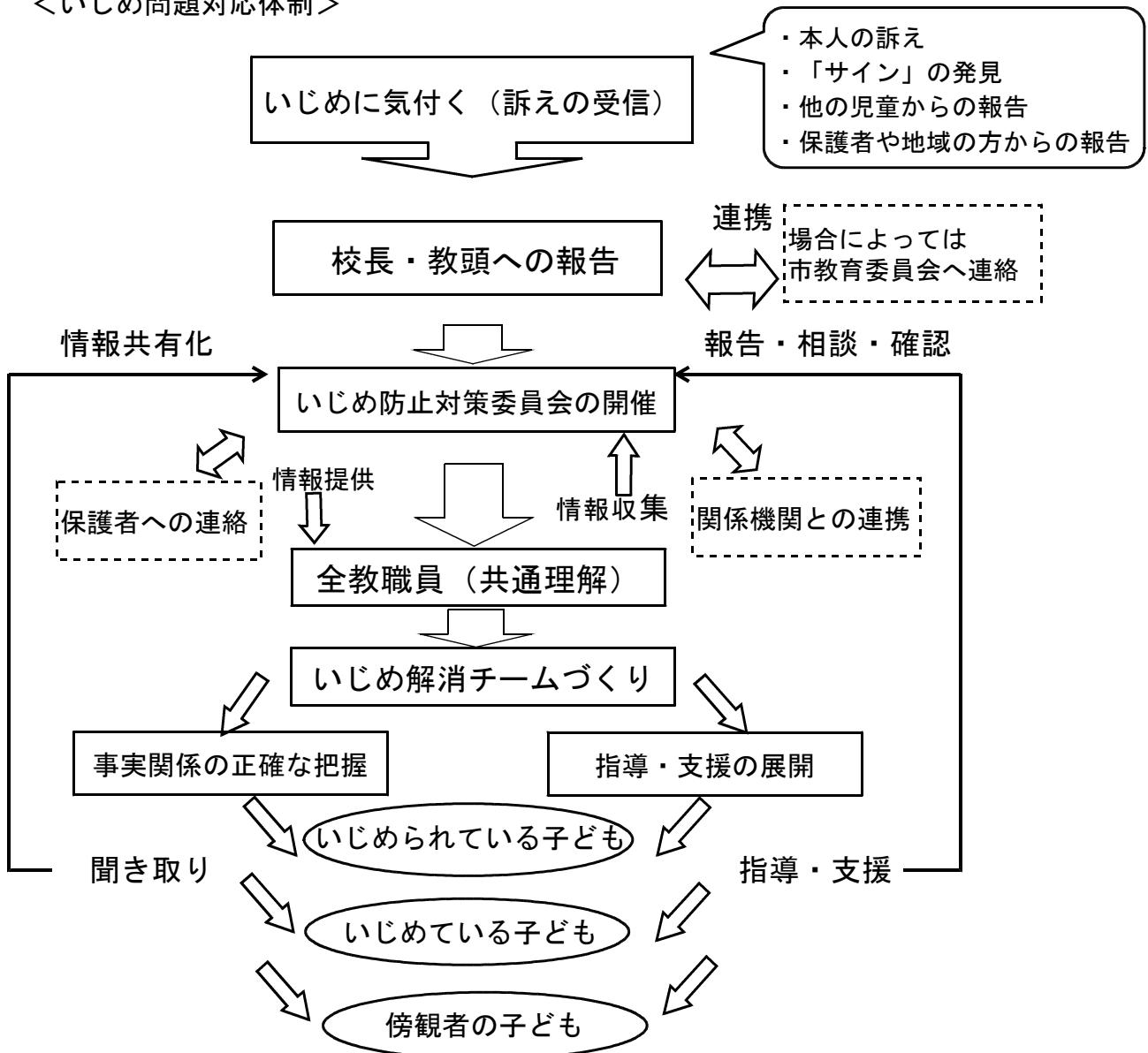
各区長（4名）・社会福祉協議会長・民生児童委員会会长・須賀保育園長
青少年相談員理事・須賀子ども会会长・P T A会長・須賀駐在官

(4) 組織的対応

- 研修の充実を通じた教職員の人材確保と資質向上

 - ・教員のいじめ対応力強化や組織的対応の校内研修を随時実施する。
 - ・いじめを把握したら、須賀小学校いじめ防止対策推進委員会で話し合い、指導方針を通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。

＜いじめ問題対応体制＞



(5) いじめ解消の定義

- いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3か月を目安）している。
 - 被害児童が、心身の苦痛を感じていない。
 - 本人、保護者に対し、面談等により確認する。

3 いじめの未然防止について

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であり、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり 「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・授業評価アンケートの実施
- ・過度の競争意識、勝利至上主義によるストレスの軽減

(2) 学習規律の徹底

- ・チャイム着席
- ・正しい姿勢「グー・ペタ・ピン」
- ・話の聞き方 発表の仕方

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動 学級会活動の充実
- ・居場所づくり 絆づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(6) 人権学習・道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者などに深刻な傷を与える行為であることを理解させる取組（情報モラル、ネットリテラシーの指導）
- ・「生命の尊さ」の項目において、「考え、議論する」ことを意識した道徳科の充実
- ・いのちを大切にするキャンペーンやいじめゼロ宣言等、児童主体の活動の支援

(7) 児童・保護者への啓発活動

- ・学校の相談体制に加え、「24時間子どもSOSダイヤル」「子どもの人権110番」等を周知
- ・児童向けに「いじめ防止啓発カード」や児童及び保護者向けに「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

(8) 暴力行為や暴言の排除

- ・教職員による率先した適切な発言
(差別的発言や児童を傷つける発言等、不適切な発言の排除)
- ・集団全体に暴力や暴言を許容しない雰囲気を醸成
(教職員が自らの言動等の影響力を認識)

(9) 発達障害を含む障害のある児童等への適切な対応

4 いじめの早期発見について

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に教職員が共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果などの分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝の会・帰りの会や授業中の観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室などの様子

(2) 日常的な観察

- ・休み時間の様子
- ・授業時間外の児童の人間関係の観察

(3) 教育相談月間の設定

○教育相談月間

対 象 全校児童

実施月 7月、12月

- 内 容
- ・児童と個別面談を行う。
 - ・一人5分程度、原則として全員と行う。
 - ・プライバシーの保護・守秘義務の徹底。

(4) 「もしもしアンケート」の実施

- ・「もしもしアンケート」を毎月実施し、いじめの早期発見と早期解決に努める。

(5) 「心の相談箱」の活用

- ・保健室前に「こころの相談箱」を常設し、いつでも児童からの相談を受けられるようにする。(毎日養護教諭が相談箱をチェックする。)

(6) 保護者との連携

○いじめのサイン発見チェックリストの実施

*必要に応じて隨時家庭で実施し、普段の生活との違いを確認する。

朝（登校前） 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。

朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。

遅刻や早退がふえた。

食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりする。

夕（下校時） 勉強しなくなる。集中力がなくなる。

家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。

遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。

親しい友だちが遊びに来なくなったり、遊びにも行かなくなったりした。

夜（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

ささいなことでいらっしゃったり、物にあたつたりすることが多くなった。

学校や友だちの話題がへった。

自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。

理由をはっきり言わないあざやきずあとがある。

- 夜間（就寝後）□寝つきが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続いている。
 □学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。
 □教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。
 □服がよごれていたり、破れていたりする。

「いじめ」していませんか。

*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。親の言うことをきかない。人のことをばかにする。
 □買ったおぼえのないものを持っている。
 □与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

*「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
 ○様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
 ○何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
 ○いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
 ○子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
 「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」
 「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

※ ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。

2 いじめの相談・通報について

<いじめの相談・通報の窓口>

- | | |
|--------------|--------------|
| 教頭 | (教職員・保護者・地域) |
| いじめ防止対策推進委員長 | (教職員・児童・保護者) |
| 養護教諭 | (児童・保護者) |

<学校以外の いじめの相談・通報の窓口>

- | | |
|----------------|------|
| 24時間子どもSOSダイヤル | (児童) |
| いじめ防止啓発カード | (児童) |

- 「絶対に守る」という学校・教師の姿勢
 - ・いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守り抜く。
- 相談、通報の重要性
 - ・いじめゼロ宣言の「はなす勇気」の徹底
 - ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない指導
 - ・相談、通報は適切な行為

6 いじめを認知した場合の対応と指導について

- いじめを認知したら、須賀小学校いじめ防止対策推進委員会で話し合い、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。
- いじめられている児童には、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力をを行う。
- 加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もみられるので、卒業まで定期的に話し合う機会をもつ。

いじめられた児童やその保護者への対応

いじめ問題を解決するための原則として、いじめをやめさせることはもちろんであるが、いじめられた児童が感じた気持ちを理解しようとする姿勢が基本となる。

いじめられた児童やその保護者への対応については、以下の点に留意する。

○いじめられたことを訴えてきた場合の対応

ア 心身の安全を保障する

- ・「よく話してくれたね、全力でいじめから君を守るからね。」という、教師の姿勢を伝える。
- ・保健室や相談室など危険を回避できる場所・時間を提供する。
- ・学校の対応や体制などをできるだけ具体的に伝え、安心できるようにする。

イ 事実関係や気持ちを聴く

- ・その子の話に疑いをもつことなく、「あなたを信じているよ。」という姿勢で聴く。
- ・事実や内容を一つ一つ正確に押さえる。
- ・その子が、何を、どう感じているのかを受容的・共感的に聴く。
- ・はっきりしない事やあいまいな点がある場合は「～について、よかったですもう少し詳しく話してくれないかな。」等と相手の気持ちを確かめながら聴いていく。

<把握したい事実関係>

- ・いつ頃からか。・だれがどんな行為をしたか。・その時、どう感じたか。
- ・今、どう思っているか。・周りの児童たちの様子はどうか。

※ 事実関係の把握のみに固執し、「事情聴取」にならないよう配慮する。

ウ 調査結果について知らせる

- ・いじめの調査結果について、被害児童へ情報を提供する。

エ 今後のことと共に考える

- ・その子がどうしてほしいと思っているのかを確認し、はっきりさせる。
- ・学校や教師は、どのような対応をしようと考えているのかを丁寧に伝える。
- ・その子の希望を尊重しながら、個人や学級全体への具体的な対応について共に考える。

オ 教師との関係を深める—長期的な指導—

- ・相談や日記・手紙などで積極的にかかわり、その後の状況を注意深くわからうとする。
- ・良さを見つけ、それをほめたり認めたりして肯定的にかかわっていく。
- ・その子が自己を受容できるように援助し、自分についての自信を深めさせる。
- ・その子の受けた「心の傷」のケアに努め、場合によっては関係諸機関やスクールカウンセラーなどと連携する。

※「これからも継続的に見守っていくよ。」という教師の姿勢を伝える。

○ いじめられたことを訴えることができない場合の対応

- ・その子が受けているいじめについて把握している情報をその子自身に伝え、いじめの有無を確認する。
- ・心配していることを伝え、「全力でいじめからあなたを守る。」という、教師の姿勢を示す。

※いじめられていることが確認できなくても『訴えてきた場合』と同様に対応していく。

○ いじめられている児童の保護者への対応

ア 個別面談や家庭訪問をし事実関係を伝える

- ・だれに、いつ頃から、どんないじめを受けていたのかを伝える。
- ・複数の教師で対応し、経過記録などを準備した上で、保護者に誤解を招かぬよう誠意をもって説明する。
- ・常に児童のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。
- ・当面やらなければいけないこと、学校全体で取り組むこと、長期的な見通しの中でやることなど、学校側の対応を説明する。

イ 親の気持ちを共感的に受けとめる

- ・自分の子どもがいじめられていると知った親のつらい気持ちや、この先の不安な気持ちをしっかりと聴く。
- ・学校や担任への批判も、まずはしっかり聴くことに努め、説明については、親の気持ちを十分に聴いた後で行う。

ウ 今後のことと共に考える

- ・児童が苦痛や恐怖感、不安などを感じて苦しんでいることについては、学校が全力をあげて解決に向けて取り組む姿勢を伝える。
- ・今後のいじめ解決に向けた学校の方針や取組について、保護者が納得できるように具体的に説明し、担任だけではなく全教職員がいじめ解決のために努力していくことを伝える。

<話を聴くときの留意点>

- ①受容的な姿勢で話を聴く。
- ②いじめの実態を早くつかもうとするあまり、被害者への対応が問い合わせるような対応にならないようにする。
- ③いじめられている辛さ、孤独感・孤立感にしっかりと寄り添っていく。

いじめている児童やその保護者への対応

ア いじめの行為やその時の気持ちを聴いていく

- ・どんなことを、どんな気持ちから行為に及んだのかを、まずは受容的に聴く。
- ・納得できないことや矛盾している点などは率直に伝え、事実関係を明確にする。
- ・ストレス解消の手段としたり、おもしろ半分でいじめている場合もあるので、その動機や経過を正確に把握する。

※いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する。

<把握したい事実関係>

- ・いつ頃からか。・だれにどんな行為をしたか。
- ・動機や理由（正当化に注意しながら）を聞く。・その時、どう感じたか。
- ・今、どう思っているか。※その子がいじめに至った背景を知る努力をする。
- ・周りの児童たちの様子はどうか。

イ いじめの行為の不当性に気付かせ、よりよい方向へ導く

- ・行為そのものは、重大な人権侵害であることを押さえておく
- ・いじめられている児童の苦しさや、不安などを具体的に伝える。
- ・何がいじめなのか、なぜいけないのか、十分に説明する。
- ・自分のしていることについての、今の気持ちを聴いていく。
- ・正しい方向性について一緒に考える。

<話を聞くときの留意点>

- ①いじめている児童の気持ちを十分聴く中で、自らの行為の不当性に気付かせていく。
- ②子どもは過ちや失敗をしながら成長していくという、発達への理解をもって受容的に指導に当たることを忘れない。

※児童は内面に様々な不満や不安を抱えている場合が多いことを認識しておく。

- ・聴取の体制、役割分担の明確化
- ・記録の保存（データ化してまとめたもの）
- ・聴取時間や聴取場所の環境、休憩、食事時間の配慮
- ・暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止

ウ 個別面談や家庭訪問の趣旨を説明する

- ・複数の教師で対応、訪問し、いじめについて把握している内容を伝え、個別面談や家庭訪問の理由を児童や保護者に丁寧に説明する。
- ※いじめの具体的な内容について、いつ、どこで、誰に対して、何をしたかなどの正確な事実を記録し、記録をもとに説明する。
- ・「ぜひ、あなたの今の気持ちや、もし言い分があれば聴きたい。」と伝える。
 - ・「いじめの問題は心に大きな傷を残す重大な問題であり、見過ごすことはできない。」など教師の認識や姿勢を伝える。
 - ・いじめの問題について共に考え、取り組んでいきたいことを伝える。

エ 親の気持ちを受けとめる

- ・自分の子どもが人をいじめていると知った親の苦しい気持ちや、学校や教師に対する否定的な気持ちなどをしっかり聴く。
- ・親の愛情や教育に関する熱意などを受容する。
- ・学校や担任の対応への不満が出た場合も、まずは十分に最後まで聴くことに努め、その後、説明する。

いじめがあった場合の他の児童への対応

いじめがあった場合の他の児童への指導は、いじめられている子どもの気持ちや状況によって対応が違ってくる。その中で必ず押さえておきたいことは、いじめをはやしたてるいわゆる「観衆」と、見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、いじめに加わっていることと同じであることを自覚させることが大切である。

(1) いじめを発見した段階での緊急の対応

ア 学級全体に「いじめ」があることを話す

- ・いじめは重大な人権の侵害であり、許されない行為であることを伝える。
- ・いじめられている子の苦痛や恐怖、不安は大変大きく、いかにつらい毎日を送っているなどを真剣に話す。
- ・「いじめられる側にも問題がある。」と受けとめることは、いじめを容認することであり、人それぞれの個性や違いを否定することであり、絶対にあってはならない考え方であると伝える。
- ・学級全員でこの問題を考え、取り組み、解決していきたいと伝える。
- ・「学級の中に、いじめを見て見ぬふりをしたり、止めることができなかつた人もいると思うが、それは不安や怖さからであると思う。」など、傍観していた児童への理解を伝える。しかし、どんな気持ちからであれ、いじめを止めなかつたことが、いじめを助長していたこと、もし自分がいじめられる立場であつたら、どうしてもらいたかったのかを考えさせ、勇気をもっていじめ問題に取り組むことが大切であり、みんなで取り組んでいきたいことを伝える。

※いじめている子どもも、いじめられている子どもの双方が、同じ学級などで同席していることにも十分に配慮し、特定の個人を責めるのではなく、みんなで考え、安心して学べる学級づくりを考えることを基盤におき、徹底して臨むことが重要である。

(2) 全体への長期的な対応

ア いじめの問題を自分の問題として考えさせる

- ・いじめを知っていておもしろがっていた、止めることができず無関心を装っていた、全く気付かなかつたなど、いじめに対して自分の立場はどうであったか、そのことの問題点は何か、その背景にどんな気持ちがあつたかなどを考えさせる。
- ・自分はどうすべきだったか、これからどうすべきか、そのようにしていくための問題点は何かなどを話し合つたり考えたりさせる。
- ・今後、どんな学級にしていきたいのか、そのためには、何を、どんな手順で行えばよいのかなどを具体的に話し合う。
- ・道徳科や学級活動の時間、児童会活動など、いろいろな活動や行事などを通して、人権の尊重などについて具体的に指導する。

イ いじめられている児童の気持ちを体験的に学習する

- ・「ロールプレイ」などを通して、いじめられている児童のつらさを体験的に感じさせることも有効な指導の一つである。ただし、その場合、学級などの交友関係や状況を十分に把握した上で慎重に行うなどの配慮が必要である。

ウ 望ましい人間関係を形成する力を養う活動を充実させる

○日頃から望ましい人間関係を形成していくために、次のような活動を重視する。

- ・学級や学校の生活上の諸問題について、話し合いを通して解決するための学級会や楽しい学級生活をつくる係活動や集会活動
- ・共通の目標の実現を目指して、同年齢で協力して行う様々な集団活動
- ・世話をしたり、世話をされたりするような異年齢による交流活動
- ・児童会活動やクラブ活動、学校行事などにおいて、地域の人とふれ合つたり、ボランティア活動、あいさつや言葉づかい、正しい敬語などをもとにコミュニケーションを図るような交流活動
- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなど、よりよい人間関係や集団生活を形成するのに必要な社会的なスキルを学ぶ場づくり

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申し立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ・学校内及び市教育委員会への報告、連絡
- ・学校内 : 発見者→学校いじめ対策組織構成員→教頭→校長
市教育委員会 : 校長→学校安全保健課→教育長→知事
→指導課・特別支援教育課・体育課(二報以後の対応)
※緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。
- ・連絡先電話番号等を明記する。
- ・一報後、改めて文書により報告する。
- ・必要に応じて、警察等関係機関にためらわずに通報し、連携を図る。
- ・須賀小学校いじめ防止対策推進委員会を招集し、情報を共有する。
- ・学校が調査対象となった場合の調査組織の構成。
- ・具体的な調査方法。
- ・調査結果報告、被害児童の保護者への説明 等。

8 公表、点検、評価などについて

- (1)学校のホームページに「須賀小学校いじめ防止基本方針」を掲載する。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」は、現状や課題などに応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (3)いじめを防止する取組を学校評価項目に位置付け、職員による自己評価や保護者・児童のアンケート、学校関係者評価(須賀の教育を考える会)を実施し、評価結果を公表する。
- (4)アンケートや教育相談等で得た個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に沿って、適切に管理する。

令和7年4月 一部改訂